

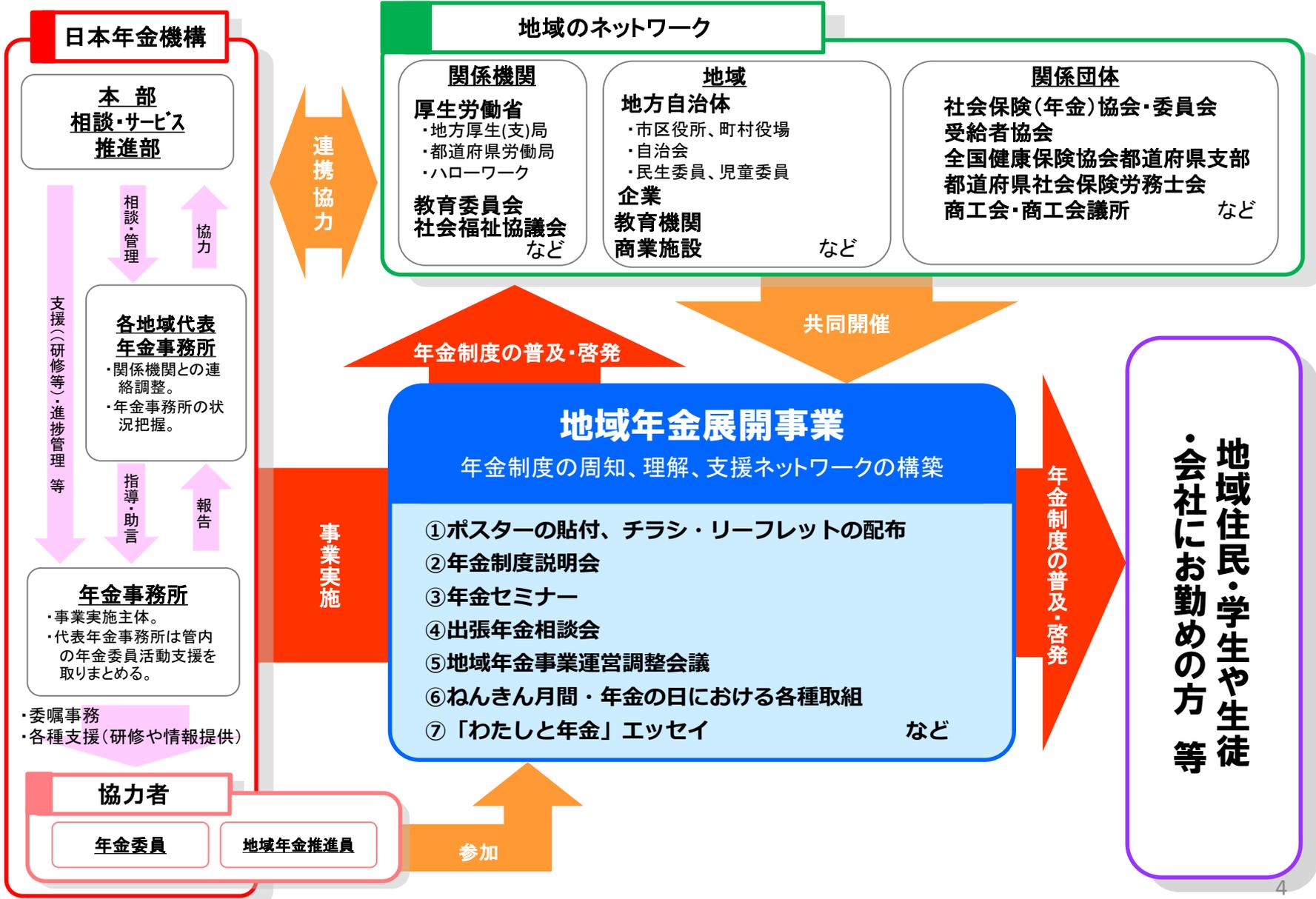
令和3年度
岡山県
地域年金事業運営調整会議

令和4年2月
岡山西年金事務所

1. 地域年金展開事業の概要	3 P
2. 令和2年度事業実施結果	6 P
3. コロナ禍における地域年金展開事業の取組	17 P
4. 参考資料	21 P

1. 地域年金展開事業の概要

1. 地域年金展開事業の概要 (1/2)



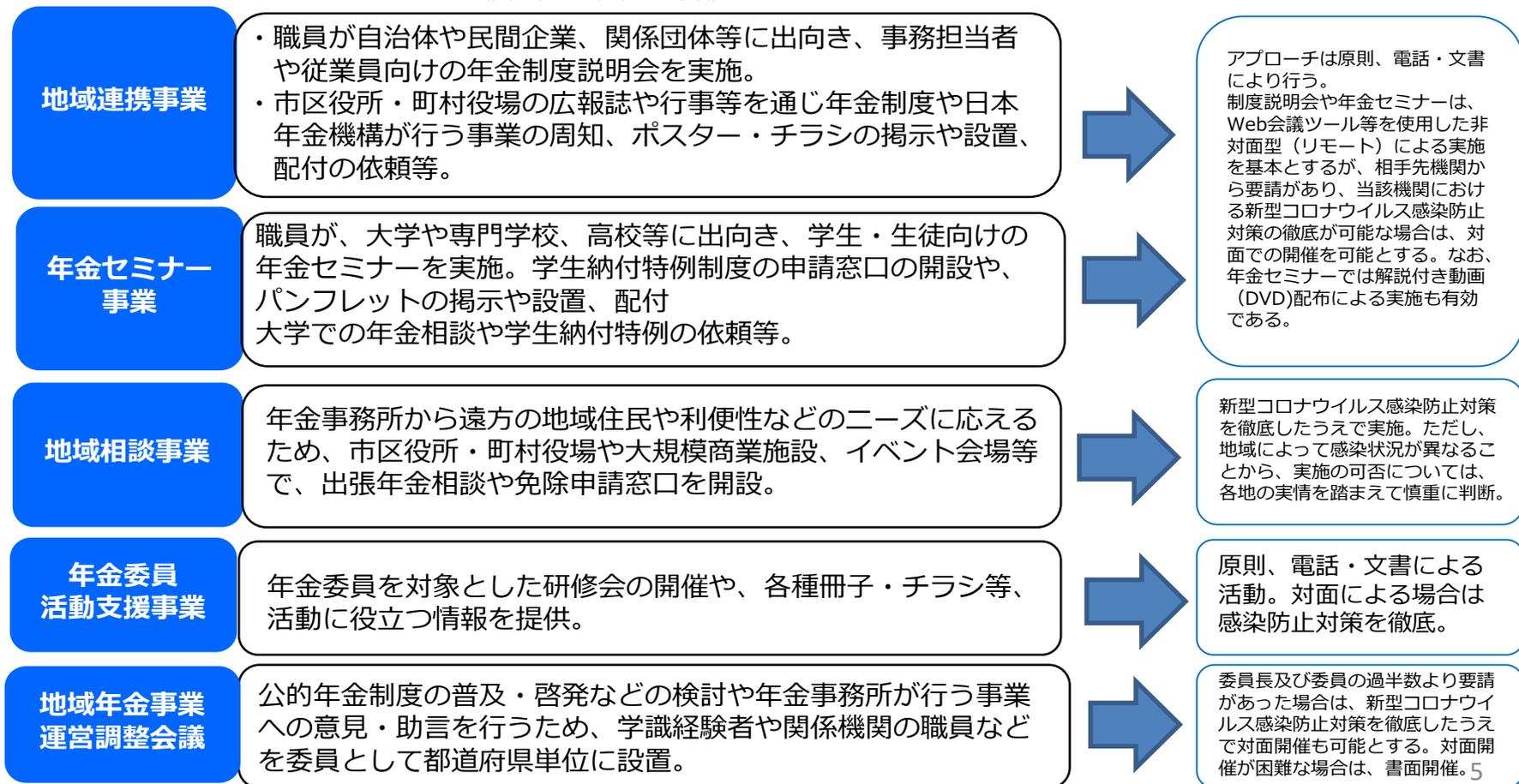
1. 地域年金展開事業の概要 (2/2)

地域年金展開事業の主な取組

- ◆公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納の向上等のため、関係機関との連携協力のもと『年金制度説明会』や『年金セミナー』、『出張年金相談』等を実施します。
- ◆また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる『地域年金事業運営調整会議』を開催し、事業推進についての意見や助言を伺います。
- ◆なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

《本来の取組内容》

《コロナ禍での取組内容》



2. 令和2年度事業実施結果

2. 令和2年度の事業実施結果報告

事業名	計 画	具体的な計画（目標）	実 績	総括・課題
地域連携 事業	(1)文書による情報提供	①日本年金機構本部が発行する市町村向け情報誌「かけはし」に地域の独自情報を掲載し、市町村へ提供する。	各年金事務所から奇数月に市町村の広報資料や、年金担当職員への情報提供を行った。	各年金事務所独自に管内市町村へ情報提供を行った。
		②日本年金機構本部が発行する社会保険適用事業所向けパンフレット「日本年金機構からのお知らせ」に岡山県の情報を掲載し、毎月事業所へ提供する。	「日本年金機構からのお知らせ」に岡山県独自の年金相談日程などを毎月掲載した。令和3年10月発行分から全国統一のお知らせを行うこととなった。	
	(2)関係団体との連絡会議	④全国健康保険協会岡山支部、一般財団法人岡山県社会保険協会、岡山県社会保険委員連合会との連絡会議を毎月開催し、説明会等の情報を共有する。	連絡会議を毎月開催し、ねんきんネット、電子申請等を行った。 また、広報紙「社会保険協会だよりおかやま」への記事掲載を行った。	

事業名	計 画	具体的な計画（目標）	実 績	次年度に向けた改善点
地域連携事業	(3)各種説明会の開催	①年金事務所毎に市町村国民年金新任担当者に対して、年金制度についての説明会を実施する。	市町村役場を訪問する等、職員に対する年金制度説明を実施した。	
		②6月に全国健康保険協会岡山支部、厚生労働省岡山労働局との共催により社会保険事務説明会を開催し、事業所に対して社会保険、労働保険の事務手続き等を周知する。	会場での集合研修に代えて、日本年金機構ホームページに掲載した資料や動画を視聴していただき、事務手続きについて周知した。	
		③年金事務所毎に新規適用事業所に対して、制度、事務手続き等についての説明会を実施する。	集合研修の開催を中止した。	Web会議ツールを使用した説明会の実施
		④中国運輸局岡山運輸支局において運送業登録業者に対して年金制度を説明する。	年金制度について2回説明を行った。	
		⑤ハローワークの雇用保険受給者説明会において、年金制度を説明する。	ハローワークにおいて受給者説明会の開催が中止された。 年金機構作成の動画（DVD）による説明の実施要請をした。	
	(4)年金制度の広報依頼	①年金事務所毎に市町村の広報誌に年金制度の記事掲載を依頼する。	(1)①による情報誌「かけはし」による依頼と各年金事務所からの要請を実施した。	
		②ケーブルテレビへ年金制度広報の協力を依頼する。	高梁年金事務所が実施した。	各年金事務所でのアプローチの実施

事業名	計 画	具体的な計画（目標）	実 績	次年度に向けた改善点
地域連携事業	(5)関係機関窓口へのパンフレット等の設置依頼	①ハローワーク、ジョブカフェへパンフレット等の設置を依頼する。	電話・文書により実施 ①外国人向けパンフレットの設置について、岡山県及び岡山市の国際課へ依頼を行った。 ②岡山拘置所へ年金制度周知に向けた依頼を行った。	機構本部が作成するDVDの設置依頼や上映の要請
		②商工会議所へパンフレット等の設置を依頼する。	電話・文書により実施	継続した取り組みの実施
		③商業施設等のチラシに記事掲載を依頼する。	電話・文書により実施	
	(6)年金制度説明会開催に向けたアプローチの実施	①関係機関等へ年金制度説明会開催を依頼する。	電話・文書により実施	Web会議を活用した説明会の実施依頼
		②事業所へ年金制度説明会開催を依頼する。	電話・文書により実施	Web会議を活用した説明会の実施依頼

事業名	計 画	具体的な計画（目標）	実 績	次年度に向けた改善点
地域相談事業	(1)地域連携事業（年金制度説明会）と併せて各事務所において、年金相談事業を開催	①市町村における出張年金相談 各年金事務所において、管内市町村と連携し出張年金相談を実施する。	通年実施で開催 【岡山東】備前市・赤磐市・和気町・瀬戸内市 【岡山西】玉野市 【倉敷東】倉敷市・総社市 【倉敷西】笠岡市・井原市 【津山】真庭市・美作市 【高梁】新見市・吉備中央町	コロナウイルス感染状況を踏まえた実施
		②大学等構内における出張年金相談 協力いただける大学にて、納付相談会を実施する。	感染防止のため開催を中止	コロナウイルス感染状況を踏まえた実施
		③商業施設での出張年金相談 年金の日に商業施設内で出張年金相談を実施する。	感染防止のため開催を中止	コロナウイルス感染状況を踏まえた実施
		④行政評価事務所主催の一日合同相談所への参加する。	行政評価事務所において開催を中止	コロナウイルス感染状況を踏まえた実施

事業名	計 画	具体的な計画（目標）	実 績	次年度に向けた改善点
年金セミナー事業	(1) 各学校の状況や要望に応じた年金セミナーを開催	①年金セミナーの実施に向けたアプローチする。	①岡山県教育委員会の後援を受け、地域年金推進委員が岡山県内の高等学校を訪問して、開催依頼を行った。 ②各年金事務所で実情に応じた年金セミナー実施依頼を行った。	学校のニーズに合った年金セミナーの実施の要請
		②新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、年金セミナーを開催する。	令和2年度から対面型セミナーに加え、セミナー用動画(DVD)を配布して視聴していただく形式を導入した。	Web会議ツールを活用した年金セミナーの実施

令和2年度 年金制度説明会、年金セミナー実施状況

令和2年度	年金セミナーアプローチ	年金セミナー実施	令和2年9月以降の実績（再掲）			年金制度説明会	令和2年9月以降の実績（再掲）	
			直接対面形式	非対面オンライン形式	動画提供		対面形式	非対面オンライン形式
岡山西	117	4	0	0	3	3	1	1
岡山東	40	10	2	0	8	6	5	0
倉敷東	49	4	2	0	2	4	3	0
倉敷西	40	13	8	1	4	7	7	0
津山	13	9	4	1	4	7	6	0
高梁	8	7	5	1	1	13	1	4
合計	267	47	21	3	22	40	23	5

令和2年度 年金制度説明会開催内訳

事務所名	実施回数	説明会名称	実施日	相手先・開催場所
岡山西	1	市町村国民年金（新任）担当者事務説明会	令和2年6月19日	ピュアリティまきび
	1	運送業登録業者を対象にした年金制度説明会	令和2年9月16日	中国運輸局岡山支局
	1	年金制度説明会（DVD作成）	令和3年1月5日	岡山大学教育学部附属特別支援学校
事務所計	3			
岡山東	2	市町村国民年金（新任）担当者事務説明会	令和2年6月25日 令和2年11月19日	岡山東年金事務所3階会議室
	2	運送業登録業者を対象にした年金制度説明会	令和2年12月23日 令和3年2月17日	中国運輸局岡山支局
	2	年金制度説明会（対面）	令和2年11月19日 令和2年12月8日	社会保険協会岡山東支部 JA岡山中央会
事務所計	6			
倉敷東	2	市町村国民年金新任担当者事務説明会（対面）	令和2年6月26日 令和3年2月19日	倉敷東年金事務所2階会議室
	2	制度説明会	令和2年11月16日 令和2年11月24日	岡山県立琴浦高等支援学校 倉敷市立倉敷支援学校
事務所計	4			

倉敷西	7	年金制度説明会（対面）	令和2年11月9日	浅口市金光地区民生委員・児童委員協議会
			令和2年12月17日	岡山県社会保険協会・倉敷西社会保険委員会
			令和3年1月14日	浅口市鴨方町民生委員・児童委員協議会
			令和3年1月14日	浅口市奇島町民生委員・児童委員協議会
			令和3年1月26日	岡山県立倉敷まきび支援学校（生徒）
			令和3年1月26日	岡山県立倉敷まきび支援学校（保護者）
			令和3年3月8日	岡山県社会保険協会倉敷西支部・倉敷西社会保険委員会
事務所計	7			
津山	7	年金制度説明会（対面）	令和2年7月2日	津山市民生委員・児童委員
			令和2年10月13日	津山市総合福祉会館
			令和2年10月15日	津山市総合福祉会館・市民後見人
			令和2年11月17日	八木老人福祉センター
			令和2年12月8日	落合老人福祉センター
			令和2年12月16日	久世公民館
			令和3年2月4日	津山市総合福祉会館・民生委員・児童委員定例会
事務所計	7			
高梁	1	年金制度説明会（対面）	令和3年3月5日	岡山県社会保険協会高梁支部・高橋社会保険委員会
	12	年金制度説明会（非対面オンライン）	令和2年4月13日	ケーブルテレビを利用した年金制度説明
			令和2年5月13日	
			令和2年6月16日	
			令和2年7月14日	
			令和2年8月17日	
			令和2年9月14日	
			令和2年10月12日	
			令和2年11月16日	
			令和2年12月14日	
			令和3年1月18日	
			令和3年2月9日	
			令和3年3月17日	
事務所計	13			
合計	40			

令和2年度 年金セミナー開催内訳

大学・短期大学

事務所名	開催方法	実施校名	実施日		受講者数
倉敷東	対面	倉敷市立短期大学	令和2年9月30日	1回	90人
	動画提供	川崎医療短期大学	令和3年2月26日	1回	147人
倉敷西	動画提供	くらしき作陽大学	令和2年12月14日	1回	232人
	動画提供	作陽短期大学	令和2年12月14日	1回	57人
津山	対面	美作大学（社会福祉学科）	令和2年10月28日	1回	85人
	対面	美作大学（食物学科）	令和2年11月12日	1回	86人
高梁	対面	公立大学法人 新見公立大学	令和2年1月14日	1回	194人
	対面	吉備国際大学	令和3年3月30日	1回	30人

専門学校等

事務所名	開催方法	実施校名	実施日		受講者数
岡山西	動画提供	岡山高等歯科衛生専門学校	令和3年12月10日	1回	42人
	動画提供	岡山科学技術専門学校	令和3年11月30日	1回	127人
岡山東	動画提供	ソワニエ看護専門学校	令和2年12月21日	1回	1人
	対面	専門学校 ワールドオブティカルカレッジ	令和3年1月13日	1回	14人
倉敷西	対面	専門学校岡山自動車大学校	令和3年1月18日	1回	11人
	対面	中国職業能力開発大学校	令和3年2月8日	1回	73人
津山	動画提供	津山中央看護専門学校	令和3年3月6日	1回	35人

高等専門学校

事務所名	開催方法	実施校名	実施日		受講者数
津山	動画提供	津山工業高等専門学校	令和3年3月12日	1回	88人

令和2年度 年金セミナー開催内訳

高等学校

事務所名	開催方法	実施校名	実施日		受講者数
岡山西	対面	岡山県立玉野高等学校	令和2年7月30日	1回	146人
	動画提供	岡山御津高等学校	令和2年11月26日	1回	104人
岡山東	対面	岡山県立瀬戸南高等学校	令和3年1月12日	2回	134人
	動画提供	岡山市立岡山後楽館高等学校	令和3年1月12日	1回	150人
	動画提供	岡山学芸館高校	令和3年1月26日	1回	341人
	動画提供	岡山東支援学校知的障害部門高等部	令和3年1月8日	1回	4人
	動画提供	岡山東商業高校	令和3年2月4日	1回	297人
	動画提供	備前市立片上高校	令和3年2月15日	1回	22人
	動画提供	備前緑陽高校	令和3年2月22日	1回	130人
倉敷東	対面	岡山県立倉敷鷺羽高等学校	令和2年10月19日	1回	167人
	動画提供	倉敷市立精思高等学校	令和3年1月20日	1回	23人
倉敷西	対面	岡山県井原市立高等学校	令和2年12月7日	1回	10人
	対面	倉敷市立真備綾南高等学校	令和3年1月8日	1回	31人
	対面	岡山県立玉島商業高等学校	令和3年1月13日	2回	132人
	対面・非対面（Web）併用	岡山県立笠岡商業高等学校	令和3年1月19日	2回	110人
	対面	倉敷市立玉島高等学校	令和3年1月20日	1回	12人
	動画提供	岡山県立鴨方高等学校	令和3年1月13日	1回	85人
	動画提供	岡山県立笠岡工業高等学校	令和3年1月13日	1回	97人
津山	対面	岡山県作陽高等学校	令和2年11月12日	1回	17人
	対面	岡山県立勝山高等学校蒜山校地	令和3年1月25日	1回	17人
	非対面（Web）	岡山県立林野高等学校	令和3年1月27日	1回	123人
	動画提供	岡山県立津山東高等学校	令和3年2月4日	1回	177人
	動画提供	岡山県立真庭高等学校落合校地	令和3年2月19日	1回	66人
高梁	動画提供	岡山県高梁市立松山高等学校	令和2年9月17日	1回	5人
	対面	岡山県高梁市立宇治高等学校	令和2年12月7日	1回	7人
	対面	岡山県立新見高校北校地	令和2年12月16日	1回	82人
	非対面（Web）	岡山県立高梁城南高等学校	令和2年12月24日	1回	107人
	対面	学校法人 吉備高原学園 吉備高原学園高等学校	令和3年2月8日	1回	76人

事業名	計 画	具体的な計画（目標）	実 績	次年度に向けた改善点
年金委員活動支援事業	(1)年金委員に対する定期的、継続的な情報提供を行うため、年金委員年間配付物予定表（年カレンダー）を基に定期的に、情報提供を行い、年金委員の知識の向上及び活動機会の増加につなげる。	<p>①職域型年金委員への情報提供 年金委員年間配付物予定表（年間カレンダー）に基づき、定期的に制度説明等の資料の配付による情報提供を実施する。 11月に年金委員研修を実施する。</p>	<p>四半期ごとに各年金事務所から資料を送付して情報提供を行った。 11月は、年金委員功労者表彰式を県内合同で開催した。 感染予防の為集合研修は中止した。</p>	
		<p>②地域型年金委員への情報提供 年金委員年間配付物予定表（年間カレンダー）に基づき、定期的に制度説明等の資料の配付による情報提供を実施する。 11月に年金委員研修を実施する。 地域型年金委員連絡会を開催する。</p>	<p>四半期ごとに各年金事務所から資料を送付して情報提供を行った。 11月は、年金委員功労者表彰式を県内合同で開催した。 感染予防の為集合研修は中止した。</p>	
		<p>③社会保険委員会の役員会等において年金制度説明を実施する。</p>	<p>感染予防のため開催中止もあり、一部開催された3月の各地区協議会役員会に出席して年金制度説明を実施した。</p>	

3. コロナ禍における 地域年金展開事業の取組

3. コロナ禍における地域年金展開事業の取組

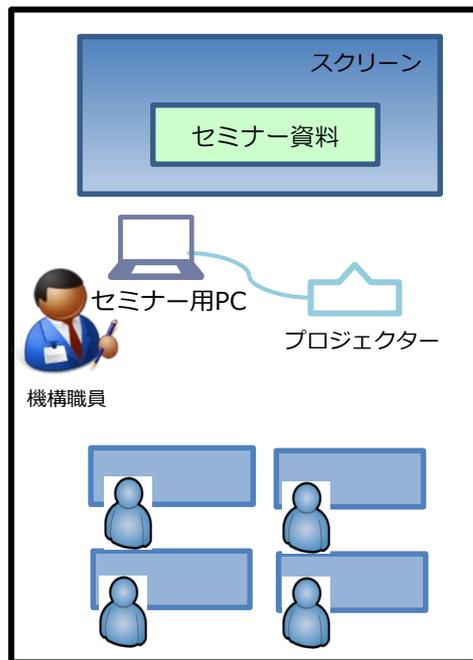
事業名	取組み内容	具体的な活動（目標数値・内容）
年金委員活動支援事業	(1)年金委員の委嘱拡大と定期的、継続的な情報提供を行い、委員の制度に関する知識の定着及び活動の質の向上につなげる。	<p>①職域型年金委員</p> <ul style="list-style-type: none"> →事業所に対し年金委員委嘱に向けた勧奨を実施する。 →新型コロナウイルスの感染状況に注意しつつ、定期的に年金委員研修を開催し、制度改正等の最新情報の提供を行う。 <p>②地域型年金委員</p> <ul style="list-style-type: none"> →関係機関を通じ年金委員委嘱に向けた勧奨を実施する。 →令和4年度は県内の各年金事務所において、定期的に地域型年金委員連絡会を開催し、制度改正等の最新情報の提供を行う。
年金セミナー事業	(1)新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえででの対面によるセミナー。Web会議ツールを活用した非対面でのオンラインセミナー、セミナー動画(DVD)の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたうえでセミナーを実施する。	<p>①大学、専門学校、高校における年金セミナーの実施</p> <p><アプローチの実施></p> <p>セミナー動画(DVD)の視聴など学校のニーズに対応するためアンケートを送付し、開催希望校を募集する。</p> <p><実施目標></p> <ul style="list-style-type: none"> Web会議システムを使用した年金セミナーの実施する。 感染予防対策を行い、学校のニーズに合った年金セミナーを実施する。

(1) 多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

地域年金展開事業の分野に関しては年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を行いました。また、令和2年11月から「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料で配付し、これまでの対面型年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

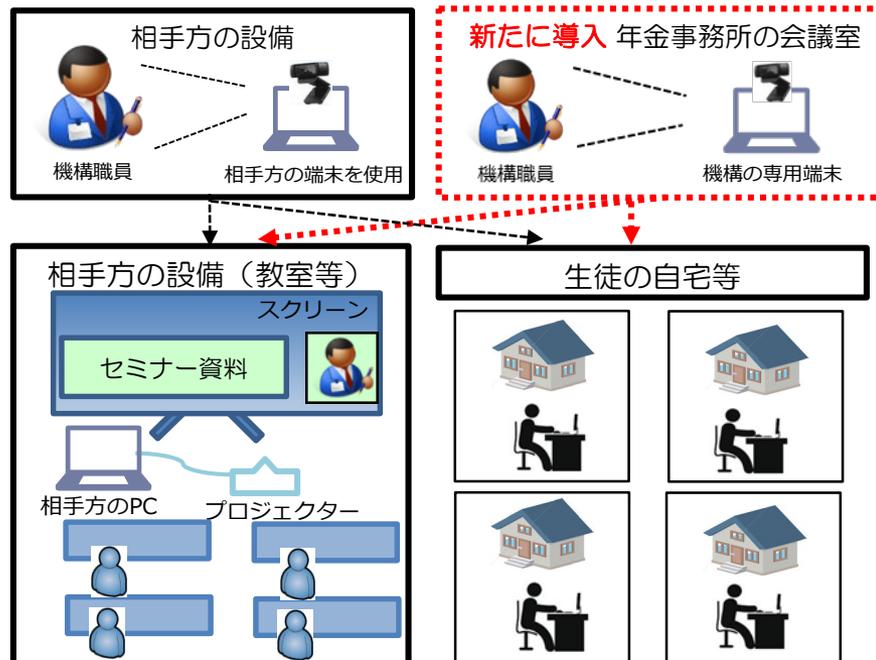
① 対面型

職員（講師）が学校等へ赴き、受講者と対面で実施する方法



② 非対面型（オンラインセミナー）

Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法



③ 動画提供型

機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



※「知っておきたい年金のはなし」を基にした一般的な内容のセミナー用動画に加え、今後、テーマや受講者の属性に合わせた複数バージョンの動画を作成する予定です。

(2) オンラインビジネスモデルの推進

政府のデジタル化の方針を踏まえたこれまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた非対面型のビジネスモデルを推進するため、お客様サービスのオンライン化に取り組んでいます。

1. 電子申請の利用促進・環境整備

- 電子申請の届出が義務化される事業所及び被保険者が101人以上の事業所について、重点的に利用勧奨を実施し、電子申請への移行を進めました。

	令和元年度累計	令和2年度累計
電子申請件数 (割合)	31,677千件 (23.9%)	54,551千件 (41.9%)

※主要7届書（資格取得届、資格喪失届等）を対象

- 令和2年4月から、電子証明書がなくても、GビジネスIDを利用したマイナポータル経由の電子申請の受付が可能となりました。
- 事業所調査時に事業主に提出を求めている賃金台帳等の調査資料について、利便性向上を図ることを目的に、新たにオンラインで提出できる環境を構築し、運用開始に向けた準備を進めています。

2. ねんきんネットの利用促進・機能改善

- ねんきんネットを利用することで、年金事務所に出向くことなく、年金見込み額試算やご自身の年金記録の確認などが可能となります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の実践に役立つサービスでもあり、利用促進に力を入れています。
- マイナンバーカードを利用したマイナポータル経由でのねんきんネットの初回利用について、令和3年7月からスマートフォンでの対応が可能となるよう機能改善を行いました。

社会保険手続きは
電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出書類をPC・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。
※2023年4月からの届出書類について
※申請書類の提出が完了した時点で、申請書の提出が完了となります。
※電子申請は、申請書の提出が完了した時点で、申請書の提出が完了となります。

電子申請のメリットは？
電子申請を利用すると、届出書類が7日間延長されます。
※2023年4月からの届出書類について
※申請書類の提出が完了した時点で、申請書の提出が完了となります。

手数料はかかりませんか？
GビジネスIDを使うと手数料なしで電子申請ができます。
※2023年4月からの届出書類について
※申請書類の提出が完了した時点で、申請書の提出が完了となります。

電子申請のやり方がわかりません
日本年金機構のホームページで
※2023年4月からの届出書類について
※申請書類の提出が完了した時点で、申請書の提出が完了となります。

電子申請のご利用方法

1 STEP 1. GビジネスIDのアカウント取得
2 STEP 2. 申請データの作成
3 STEP 3. 届出書類の作成から申請

電子申請ご利用案内動画をご覧ください
電子申請相談チャットをご利用ください

日本年金機構 Japan Pension Service

ご自宅で「ねんきんネット」始めてみませんか!

「ねんきんネット」は、お客様がパソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- 記録の確認: ご自身の国民年金の記録や、記録がない場合は国民年金の記録を確認できます。
- 年金見込額の試算: 働きながら年金を積み立てる場合や、年金を積み立てる場合など、年金見込額を試算することができます。
- 通知書の確認: 電子届「年金請求書」や年金支払に関する通知書などを確認できます。
- 通知書の再交付申請: 国民年金請求書や国民年金記録簿など、国民年金に関する書類の再交付申請ができます。

日本年金機構 Japan Pension Service

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で「ねんきんネット」の初回利用登録はスマホ&マイナンバーカードがあると便利です!

マイナンバーカードにスマートフォンをかざすだけで簡単にログインできます!

スマートフォンでの初回利用登録の流れ

マイナンバーカードの初回利用登録の流れ

マイナンバーカードにログイン

ねんきんネットの初回利用登録

日本年金機構 Japan Pension Service

4. 參考資料

令和2年 年金制度改正の概要（一部抜粋）

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被保険者の適用拡大、在職中の年金受給のあり方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大等の措置が講じられました。

1. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき企業規模要件について、段階的に引き下げ【令和4年10月・令和6年10月実施】

● 短時間労働者への適用拡大の基準

	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
企業規模要件	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間要件	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金要件	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
勤務期間要件	1年以上	2か月超	2か月超

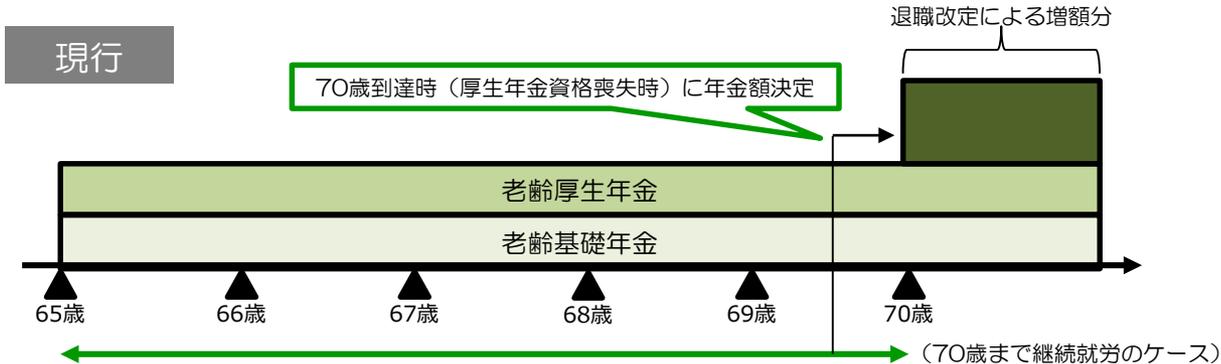
- ・ 正規・非正規にかかわらず、できるだけ多くの労働者の保障を充実させることがねらいです。
- ・ 被扶養者の基準である年収130万円未満であっても、適用拡大要件に該当すれば、自身で厚生年金に加入します。
- ・ 学生は対象から除外されます。

(2) 非適用業種のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士など、法律・会計を取り扱う「士業」について、5人以上の事業所を適用種別に追加【令和4年10月実施】

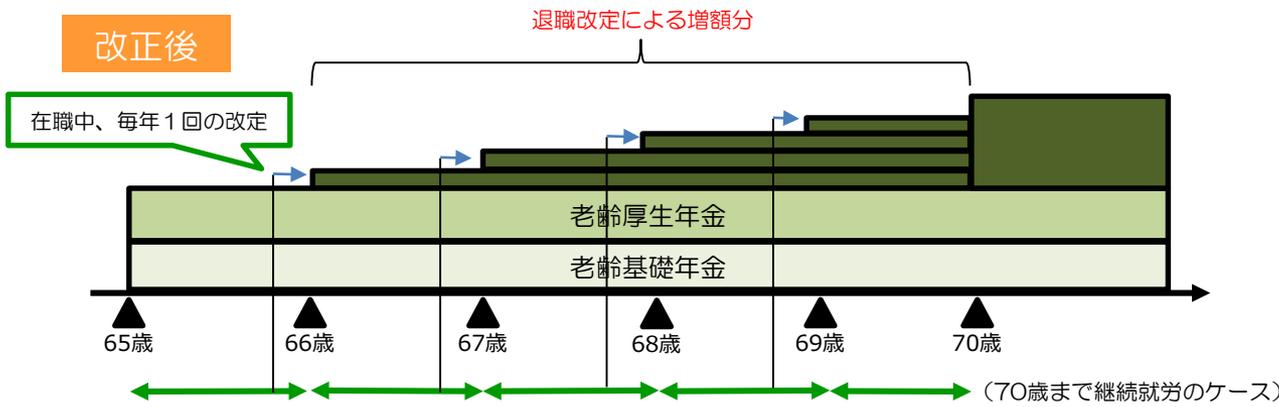
(3) 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方自治体に勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付（医療保険）を適用【令和4年10月実施】

2. 在職中の年金受給のあり方の見直し

(1) 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金（65歳以上）の年金額を毎年定時に（10月分）から）改定【令和4年4月実施】



・現在、65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢年金受給者は、資格喪失時（退職または70歳）に65歳以降の被保険者期間を加えて、年金額が改定されます。
 ・高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映させ、受給者の経済基盤の充実を図ることがねらいです。

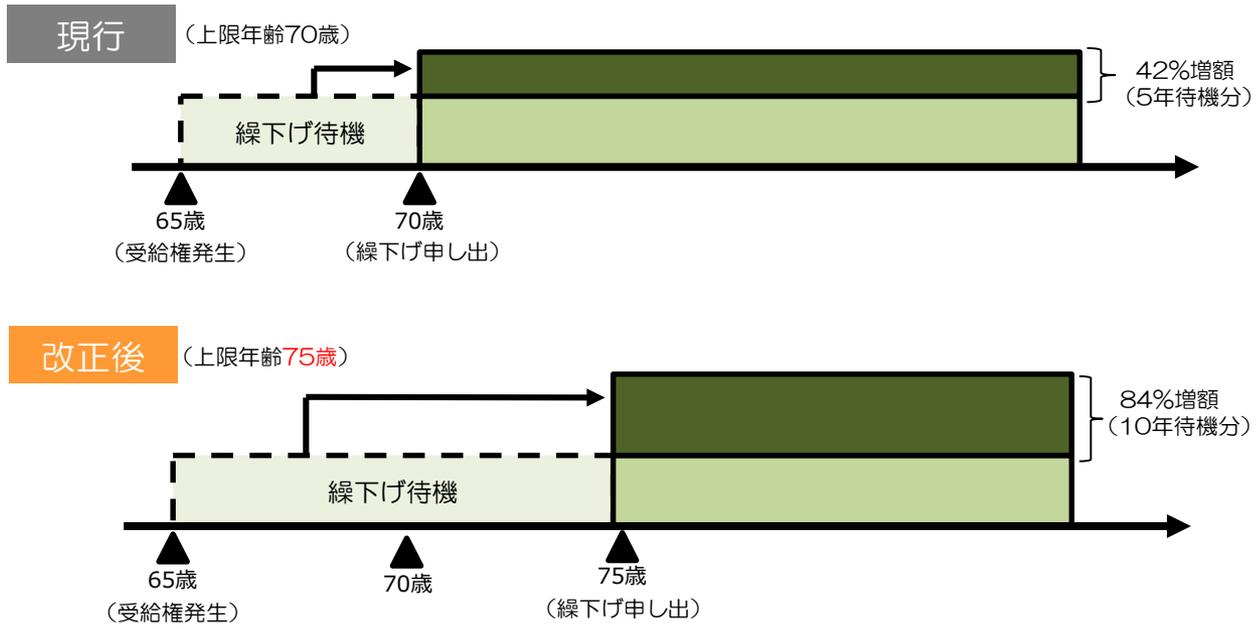


(2) 60歳から64歳に支給される在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」を、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げ【令和4年4月実施】

・現行の「28万円」が高齢者の就労に一定程度影響を与えていることを解消する、令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性の就労を支援する、ことがねらいです。

3. 受給開始時期の選択枝の拡大

(1) 現在、70歳となっている繰下げ受給の開始年齢の上限年齢を75歳に引き上げ【令和4年4月実施】



- ・ 高齢期の就労の拡大を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるようにすることがねらいです。
- ・ 65歳より早く受給開始した場合 ⇒ 1月あたり ▲0.5%
- ・ 65歳より後に受給開始した場合 ⇒ 1月あたり +0.7% (※令和3年2月現在)

(2) 70歳以降80歳未満の間に年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定にあたっては、5年前に繰下げの申し出があったものとして年金を支給【令和5年4月実施】
 (繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額)